

大阪府都市整備部住宅建築局低入札価格調査における特別重点調査制度実施要領

第1 目的

この要領は、都市整備部住宅建築局が発注する建設工事（以下「公建発注工事」という。）のうち、低入札価格調査制度における特別重点調査を実施する建設工事について、「大阪府総務部契約局低入札価格調査の特例として実施する特別重点調査に関する要綱（以下「特重要綱」という。）」、「大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（建設工事版）（以下「低入札要綱」という。）」及び「大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施マニュアル（建設工事版）（以下「低入札マニュアル」という。）」に定められた事項のほか、低入札価格調査における特別重点調査の実施に必要な事項を定める。

第2 用語の意義

この要領における用語の意義は、低入札要綱及び特重要綱によるほか、「大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領」に定めるところによる。

第3 特別重点調査の適用工事

次に掲げる公建発注工事の入札については、特重要綱第3条に基づき特別重点調査制度を適用する。

- (1) 国際競争入札に付する工事
- (2) その他、住宅建築局入札参加資格等審査部会（以下「建築部会」という。）で必要と認める工事

第4 特別重点調査に係る失格となる判断基準

特別重点調査基準価格を下回る価格の入札が行われ、当該入札者から提出された特別重点調査資料の調査及び審査を行う場合において、特重要綱第6条第7号の規定による当該入札を失格と判断するための基準は、別に定めるものとする。

第5 調査及び審査の実施

特別重点調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合には、特重要綱第11条の規定による契約局建設工事課長（以下「建設工事課長」という。）からの依頼を受けて、次のとおり特別重点調査資料の調査及び審査を実施するものとする。

- (1) 発注担当課において、特重要綱第6条第2号の規定により特別重点調査資料に不足がなく、すべてが整っていることを確認する。
- (2) 特別重点調査資料がすべて整っていることが確認できた場合は、以下の内容について、特別重点調査資料の審査、ヒアリング、関係機関への照会等の調査（以下「特別重点積算等調査」という。）を発注担当課において実施するものとする。

なお、特別重点調査資料の様式は、別に定めるものとする。

- ① その価格により入札した理由
- ② 入札価格に係る内訳書、明細書の内容
- ③ 下請予定業者の状況
- ④ 配置技術者の状況
- ⑤ 手持ち工事、手持ち資材、手持ち機械の状況
- ⑥ 労務者の確保計画
- ⑦ 品質確保体制の状況
- ⑧ 安全衛生管理体制の状況
- ⑨ その他の必要な事項

第6 特別重点調査資料がすべて整っていなかった場合の措置

前条第1項に定める調査において、特別重点調査資料に不足があり、すべてが整っていないことが確認されたときは、建築部会に報告し、その結果を建設工事課長に報告するものとする。た

だし、建築部会が必要と認める場合は、建築部会において審査するものとする。

第7 特別重点調査資料がすべて整っていた場合の措置

第5条第1項に定める調査において、特別重点調査資料がすべて整っていることが確認され、同条第2項に定める特別重点積算等調査を行った場合、発注担当課長は、実施した特別重点積算等調査の結果及び理由等を記載した書面を作成し、建築部会の審査を経て建設工事課長に報告するものとする。

第8 特別重点調査失格者への入札参加制限

大阪府契約局競争入札審査会（以下「入札審査会」という。）において失格判定を受けた者は、契約局長が失格通知を行った日から3ヶ月以内に公告される公建発注工事の入札に参加できないものとする。ただし、国際競争入札案件には、本入札参加制限の条件は付さないが、国際競争入札案件以外の案件に対しては本入札参加制限を受ける。

第9 契約後の措置

特別重点調査基準価格未満の価格で契約した工事について、工事品質の確保の観点から、下記に定める事項を実施するものとする。

- (1) 専任の監理技術者に加えて、監理技術者または主任技術者の資格を有する者1名の現場への専任配置
- (2) 工事の重点監督
- (3) 特重要綱第16条第1項「契約の特約」で定める条件の厳守
- (4) その他、建築部会で必要と認める事項

第10 その他

その他、この要領に定めのない事項については、建築部会で定めるものとする。

附則

この要領は、平成29年5月8日から施行し、平成29年5月25日以降に公告する案件から適用する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日以降に公告する案件から適用する。

附則

この要領は、令和3年11月1日から施行し、令和3年11月1日以降に公告する案件から適用する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日以降に公告する案件から適用する。